



2014年11月7日

秦野市長 古谷 義幸 様

渋沢丘陵を考える会	代表	日置乃武子
秦野の自然と環境を守る会	代表	山本とし子
秦野のホテルを守る会	会長	吉田 嗣郎
丹沢・未来プロジェクト	代表	栗原 孝司
さんげつ会	事務局	山田 芳枝

(各印省略)

秦野市渋沢丘陵の霊園開発と経営許可に関する 第1次公開質問状

貴職は10月3日夕刻、9月定例市議会の閉会直後(財)相模メモリアルパークに対し、渋沢地区の約1万5000区画・20ヘクタール(6万坪)におよぶ相模メモリアルパーク第2霊園の開発および経営を許可しました。同17日、私たちは、自然環境と生物多様性保全政策を根底から否定する暴挙であるとともに、数多くの違反、不正行為などの疑惑にまともに答えることなく強行された許可として強く抗議しました。この霊園の最大の特徴は、県西部に残された貴重な自然の大規模破壊と数々の違法性、疑惑、秘密性にあります。私たちは許可取り消しを要求する立場から、以下の要求と質問への誠実な回答を求めます。

1 断層地形を碎石と火山灰で埋める

市は昭和62年までに、霊園計画地一帯が防災上危険な区域であることを認識していたはずですが、当時作業中のブレインヒル構想の開発条件などを明らかにするために行われた「渋沢丘陵地区開発条件調査」(住宅・都市整備公団首都圏都市開発本部、昭62年3月)に次のような調査結果が記されています。

「急傾斜(30度以上)の土地が散在する。これらの土地のうち、バイオアッセイ研究所とゴルフ場に挟まれた地区及び八国見山の南側の地区(いずれも狭い谷状の地形となっている)は断層地形であり、地形改変をできる限り避けることが望ましい」とされ、中井側の隣接地については「地形的に地滑りの恐れの高い地区であり、大造成は適切ではない」と判定されています。しかし、ブレインヒル構想には「地質的には、箱根火山の火山灰地である」と記述されただけです。

一方、事業者が行った「計画地の地形地質概要」はこれと正反対で「著しく破碎された凝灰質泥岩層が狭在する」として、断層破碎帯の存在とかつて大規模な地震があったことを示唆していますが、「断層」という言葉自体がなく極めて楽観的な結論を導きだしています。

たとえば、30～35度の急傾斜地でも周辺地域で斜面崩壊地が認められないので表面を被覆することによって切り土のり面の安定性は十分確保される、としています。また、薄い関東ローム層の下に分布する風化した丹沢層群の岩を破碎して盛土材とすることで高盛土の安定性が確保できるとの解析結果が得られている、と記しています。つまり、急峻な谷の埋立てに用いるのはいわゆる土砂ではなく、碎石と少量の火山灰が主体になるのです。

現在、わが国が大地震期に入っていること、さらに地球規模で年々異常気象の発生と被害規模が拡大しています。県も土砂災害のハザードマップの見直しを行っており、国も相模トラフ地震（M8級）の発生確率と被害想定を修正しました。日本でもっとも発生確率の高い神縄・国府津—松田断層（M7.5級）、起震断層の可能性のある渋沢断層系の存在は言うまでもありません。①住宅・都市整備公団によって断層地形と断定されていたことを現在どのように受け止め、今後それをどう生かそうとなさるおつもりですか。②貴職は、計画地およびその周辺に存在する断層の危険性および土砂災害に関して、最新の科学的知見をもって事業者をどのように指導しましたか。具体的にお示しください。③事業者の解析方法と結果を公表してください。④碎石と火山灰による急峻地の埋立ての安全性をしかるべき専門機関に諮って科学的に確かめてください。

2 うしろは崖っぷち、危険な敷地外駐車場

計画敷地外駐車場は、いかなる場合でも認められるものではありません。市墓地条例も極めて厳格な規定を設け、濫用を防止しようとしています。同条例「要領」23には「(市長が) 近隣の土地利用の状況等により支障がないと認めるときとは、駐車場を計画敷地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大の支障がなく、かつ、管理が十分に行き届く範囲として、墓地利用者が徒歩の場合でおおむね5分以内に利用できる駐車場を確保できるときとする」との厳しい条件がつけられています。①いかなる事情をもって「駐車場を計画敷地内にやむを得ず確保できない場合」と認めたのか具体的に説明してください。②敷地外第2、第3駐車場から歩いておおむね5分以内に、進入路入り口あるいは管理棟までそれぞれ到達できるかどうか、距離および時間の検証をし、市墓地条例に適うか否かご判断ください。③第1駐車場の後方は急傾斜地で「渋沢丘陵地区開発条件調査」では「地形的に地滑りの恐れ

の高い」地区に該当します。しかも帯状に狹隘で車1台を駐めたら他車はその先に進むのが危険な箇所もあります。貴職は、どのようなご判断で「墓地利用者の便益に多大の支障がない」「近隣の土地利用の状況等により支障がない」とお認めになったのですか。④その過程でどのような安全対策をとるよう指導されたか、人命にもかかわる問題として責任のある回答を求めます。

3 プレインヒル構想では霊園の許可はできない

貴職が霊園開発の根拠としてきたプレインヒル構想によれば、計画地は「その他の区域」として原則保存の区域であり、許されるのは「地区の振興を図るための小規模な土地利用の転換等」だけです。私たちは8月8日の再要望書で「小規模な土地利用の転換」がなぜ20ヘクタールの霊園開発の根拠になるのか回答するように求めましたが、許可2日前の10月1日付け貴職回答は、「7月24日回答のとおりです」の一言で事実上回答不能に等しいものでした。2008年の庁議以来、霊園計画地を同構想にはない「計画ごとに個別に判断するエリア」とする恣意的解釈が持ち込まれています。このような欺瞞的な主張が議会を含めて何回もくり返されてきました。その事実自体が霊園許可の不当性を証明しています。

プレインヒル構想では、霊園計画地は「地区の振興を図るための小規模な土地利用の転換等は、個々の計画と立地条件に基づいた調整を行う」とされ、「小規模な土地利用の転換等」に限定されています。①「小規模な土地利用の転換」がなぜ20ヘクタールの大規模開発の根拠になるのですか、②「その他の区域」を「計画ごとに個別に判断するエリア」とする開発誘導的な虚偽説明にもとづいて霊園開発が承認された平成20年10、11月の庁議は、その大前提が明白に誤っていたことからまったく正当性がなく、その後の手続きもまた無効の可能性があるのではないか、厳密に再検討の上、遺漏なく貴職の判断を明確にお示してください。

以上

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、11月27日までにご回答くださるようお願いいたします。

〈連絡先〉 257-0013 秦野市南が丘2-2-6-204
小日向 彰 0463-81-5476 (FAX 兼用)